

1 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の拡充部分（災害衛経）にかかる制度改正

(1) 制度改正のポイント

**【令和2年7月豪雨災害衛経及び令和6年能登半島地震災害衛経】**

- 被害証明書等の提出がない場合であっても本資金の対象となるよう改正（被害証明書等の提出がない場合の貸付利率は、**特利F**（注1。**利率低減措置の適用不可**））。
- 本資金により借換ができるよう改正（借換資金の貸付利率は、**特利F（利率低減措置の適用不可）**）

**【令和6年能登半島地震災害衛経】**

- 次のとおり改正

ア 貸付利率を次表のとおり改正

対象者	貸付利率	
	改正後	改正前（注2）
直接被害者	当初3年間：特利F -0.9%、 4年目以降： <b>特利F -0.5%</b>	当初3年間：特利F -0.9%、 4年目以降： <b>特利F</b>
間接被害者	<b>特利F</b>	<b>当初3年間：特利F -0.5%、</b> 4年目以降：特利F

イ 貸付期間を次表のとおり改正

資金使途	直接被害者及び間接被害者に対する貸付期間（うち据置期間）	
	改正後	改正前（注2）
運転資金	<b>15年以内（5年以内）</b>	<b>10年以内（2年以内）</b>
設備資金	<b>20年以内（5年以内）</b>	

ウ 停電等被害者が必要とする「在庫品又は生産・営業設備の復旧資金」**以外**の資金（停電等による休業や風評被害に伴う売上の補填資金等）を追加

（注1）令和6年能登半島地震等による停電等被害者であって、在庫品又は生産・営業設備の復旧資金は、従前どおり利率低減措置の適用可

（注2）改正前の要件を適用する案件については、令和7年3月31日（月）までに公庫で申込受付を行い、令和7年4月30日（水）までに貸付実行が必要

(2) 貸付対象及び貸付条件

次表のとおり（表中、**下線太字部分**が改正箇所）。

	直接被害者	間接被害者
対象事案（注1、3） （制度呼称）	次の災害等（以下「対象事案」という。）とする。 ア 令和2年7月豪雨（令和2年7月豪雨災害衛経） イ 令和6年能登半島地震等（令和6年能登半島地震災害衛経）	
貸付対象	推薦団体が策定する「生活衛生関係営業業者再建支援方針」（注2）に沿って事業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの （ア）直接被害者 a 対象事案により直接の被害を受けた者（以下「災害直接被害者」という。）（注3） b 対象事案に伴う停電等（断水等のインフラ断絶を含む。）により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者（在庫品等の被害が確認できず、停電等に伴う営業停止・風評被害による売上減少のみの者を除く。以下「停電等被害者」という。） <停電等被害者は令和6年能登半島地震等のみの取扱い>	（イ）間接被害者 a <b>災害直接被害者</b> （大企業を含む。）の事業活動に依存し、 <b>間接的に被害を受けた者</b> （以下「災害間接被害者」という。） b <b>停電等被害者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者</b> （以下「停電等間接被害者」という。） <b>&lt;停電等間接被害者は令和6年能登半島地震等のみの取扱い&gt;</b>

	災害直接被害者	停電等被害者	利率低減措置を適用する場合	利率低減措置を適用しない場合
被害証明書等の徴求	原則必要（注4） （利率低減措置を適用する場合は必須）	不要	必要（注5）	不要
貸付限度	対象事案ごとに1,000万円。ただし、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（以下「一般衛経」という。）の貸付限度額2,000万円とは別枠であるが一般衛経等と災害衛経全体で3,000万円が上限となる。また、 <u>利率低減措置を適用する場合は、同対象事案にかかる生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付及び生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付の3,000万円を限度とする利率低減措置の限度額に含まれる（災害衛経で利率低減措置を適用しない場合は、同対象事案にかかる危機対応特別貸付の3,000万円を限度とする利率低減措置の限度額に含まれない。）</u> （注6）。			
貸付期間（うち据置期間）	<u>【令和2年7月豪雨災害衛経】</u> 運転資金及び設備資金：10年以内（2年以内） <u>【令和6年能登半島地震災害衛経】</u> 運転資金：15年以内（5年以内）、設備資金：20年以内（5年以内）			
貸付利率	<u>特利F。ただし、災害直接被害者であって被害証明書等（注4）の提出がある者が必要とする資金又は停電等被害者が必要とする在庫品若しくは生産・営業設備の復旧資金については、次のア又はイのいずれかの利率低減措置を適用する（注7）。</u> <u>なお、借換資金は特利F</u> <u>【利率低減措置】</u> <u>ア 当初3年間：特利F－0.9%</u> <u>3年経過後：特利F</u> <u>（令和2年7月豪雨）</u> <u>イ 当初3年間：特利F－0.9%</u> <u>3年経過後：特利F－0.5%</u> <u>（令和6年能登半島地震等）</u>		<u>特利F。ただし、直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）（注8）であって、当該事実に係る証明（注5）を経済産業局長その他相当な機関又は生活衛生同業組合等から受けた者が必要とする資金は、次の利率低減措置を適用する。</u> <u>なお、借換資金及び令和6年能登半島地震等は特利F</u> <u>【利率低減措置】</u> <u>当初3年間：特利F－0.5%</u> <u>3年経過後：特利F</u> <u>（令和2年7月豪雨）</u>	
下限利率	0.05%			
借換	<u>【利率低減措置を適用する場合】</u> <u>借換資金を利率低減の対象とすることはできない。</u> <u>【利率低減措置を適用しない場合】</u> <u>借換資金（注9）を対象とすることができる。</u>			
資金用途	対象事案からの復旧のための設備資金及び運転資金			

（注1）甚大な災害等が発生した際に、主務省の指示に基づき災害衛経の対象事案に当該災害等を追加する。対象事案の追加及び除外は、つど、通知する。

（注2）地域一体となった復興支援を図っていくことを目的に、生活衛生同業組合が被災地等の小規模企業の復旧・再建に向け策定する支援方針である。

（注3）次表のとおり。

なお、災害の内容に応じて災害直接被害者は、豪雨被害者や地震被害者に読み替える。

対象事案	直接被害者の範囲	対象となる都道府県（県内全域が対象地域）
令和2年7月豪雨	令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の	山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び鹿児島県

	属する都道府県内に事業所を有する者に限る。	
令和6年能登半島地震等(※)	(令和6年能登半島地震による災害) 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有する者に限る。	新潟県、富山県、石川県及び福井県
	(低気圧と前線による大雨に伴う災害) 低気圧と前線による大雨に伴う災害による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有する者に限る。	石川県

(※) 令和6年能登半島地震等とは、令和6年能登半島地震による災害及び低気圧と前線による大雨に伴う災害をいう。

(注4) 直接被害に関する証明書は、罹災証明書、被災証明書等、発行する自治体により名称が異なる。

(注5) 被害証明書等を発行できる機関は次のとおり。

1 経済産業局

被害証明書等の申請(※)にあたっては、推薦団体が各経済産業局に取次ぎ、経済産業局から支店に送付される。

2 各推薦団体

経済産業局が発行するものと同様の様式であり、災害衛経の場合に限り、各推薦団体が証明主体となる。

(※) 被害証明書等の申請の様式については、対象事案の指定のつど、中小企業庁から公表される。

(注6) 災害衛経を適用した場合の貸付限度の考え方の事例は、次表のとおり。対象事案ごとに一般衛経とは別に1,000万円まで貸付可能であるが、一般衛経と災害衛経全体で3,000万円が上限となる点に留意する(次表の項番3参照)。

<例：令和6年能登半島地震災害衛経を適用した場合>

重複の種類	限度額
1 「 <u>令和6年能登半島地震災害衛経の利率低減措置</u> 」と「 <u>令和6年能登半島地震災害マル経の利率低減措置</u> 」及び「 <u>生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付の利率低減措置(3,000万円以内の部分)</u> 」との重複	<u>令和6年能登半島地震災害衛経の利率低減措置＋令和6年能登半島地震災害マル経の利率低減措置＋生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付の利率低減措置(3,000万円以内の部分) ≤ 3,000万円</u>
2 令和6年能登半島地震災害衛経と令和6年能登半島地震災害マル経の重複	令和6年能登半島地震災害衛経＋令和6年能登半島地震災害マル経 ≤ 1,000万円
3 一般衛経・マル経と令和6年能登半島地震災害衛経等と消費税貸付1等(※1)との重複	生活衛生改善貸付(変衛経、緊衛経及び新衛経を含む。)＋経営改善資金(変経、国経、緊経及び新経を含む。)＋東日本災害衛経等(※2)＋熊本地震災害衛経等(※3)＋西日本豪雨災害衛経等(※4)＋令和2年7月豪雨災害衛経等＋令和6年能登半島地震災害衛経等＋コロナ衛経等(※5)＋消費税貸付1等 ≤ 3,000万円

- (※1)「消費税貸付1等」とは、消費税貸付1、経営基盤貸付1、流通活性化貸付1、流通業整備貸付1、生活衛生消費税貸付1、生活衛生基盤貸付1、生活衛生活活性化貸付1及び生活衛生整備貸付1をいう（これらの貸付は、既に取扱いを終了している。）。
- (※2)「東日本災害衛経等」とは、東日本大震災に伴う生活衛生改善貸付及び経営改善資金の拡充部分をいう。
- (※3)「熊本地震災害衛経等」とは、平成28年熊本地震に伴う生活衛生改善貸付及び経営改善資金の拡充部分をいう（令和3年3月末をもって廃止。）。
- (※4)「西日本豪雨災害衛経等」とは、平成30年7月豪雨に伴う生活衛生改善貸付及び経営改善資金の拡充部分をいう（令和3年3月末をもって廃止。）。
- (※5)「コロナ衛経等」とは、新型コロナウイルス感染症に伴う生活衛生改善貸付及び経営改善資金の拡充部分をいう。

(注7) **停電等被害者については、停電等により棄損した在庫品又は生産・営業設備の復旧資金に限り利率低減措置の対象となる。したがって、停電等による休業で減少する売上を補てんするための運転資金や停電等による風評で来客がなく売上が減少するために必要となる運転資金等は利率低減措置の対象とならない。**

(注8) 直接被害を受けた中小事業者等（※1）に対する取引依存度が20%以上（※2）の小規模事業者であって、次のいずれかに該当するものをいう（確認にあつては推薦団体が行う。）。

- 1 借入申込の直前2ヵ月の売上額又は受注額が前年同期に比して10%以上減少した者（※3）
- 2 借入申込後3ヵ月の売上額又は受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれる者（※3）

(※1) 直接被害者との取引があることの確認は、原則として、当該被害者の被害証明書等の写しの提出により確認する。ただし、被害証明書等の写しの取得が困難である場合は、当該被害者の事業所の所在地が、対象となる都道府県内であればよい。

(※2)「取引依存度が20%以上」とは、売上又は仕入の総額に占める被災事業者との取引額が20%以上のものをいう（\*）。当該要件は、複数の企業と取引があり、当該取引を合計して取引依存度が20%以上となる場合も対象となる。

（\*）取引依存度の算出は、直近の決算又は被災時から起算した1年以内の期間の取引額により行う。

(※3) 1 売上等の減少については、企業全体で所定の減少が確認できればよい。

2 確認については、可能な限り帳簿等の現物資料にて確認する。

(注9) 借換えできる債権（被借換債権）の条件は、一般衛経と同じである。

(3) 事務取扱

次のとおり事務取扱を改正する（下線太字部分が改正箇所）。

なお、記載のない事務取扱に変更はない。

ア 対象者の要件確認

(ア) 直接被害者の場合

a 災害直接被害者

原則、被害証明書等（注1）によりを確認する（利率低減措置を適用する場合は必須）。

なお、被害証明書等の提出がない場合にあつては、被害状況及び被害証明書等の提出ができない理由を確認し、融資推薦書の特記事項欄に記載する（注2）。

（注1）事業所又は主要な事業用資産について、対象事案により、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明であり、罹災証明書、被災証明書等、発行する自治体により名称が異なる。被害証明書等は、推薦の際に添付する。

（注2）利率低減措置を適用する場合であつて被害証明書等を融資推薦後に徴求する特例措置は、後掲イのとおり。

b 停電等被害者（令和6年能登半島地震等のみの取扱い）

次表左欄の項目について、右欄の内容を確認し、その結果（該当の有無・必要金額等）について融資推薦書の特記事項欄等に記載するとともに、根拠資料を融資推薦書に添付する。

項目	内容
<u>（a）停電等被害者に該当することの確認</u>	<u>元帳等の資料により確認する。ただし、資料による確認ができない場合に限り、ヒアリングにより確認する。</u>
<u>（b）停電等被害の復旧に必要な資金使途及び金額の確認</u>	<u>元帳や見積書等の資料で在庫品等の損害額、生産・営業設備復旧に必要な金額の根拠を確認する。ただし、資料による確認ができない場合に限り、ヒアリングにより確認する。</u>
<u>（c）前（b）にかかる資金と前（b）以外にかかる資金の確認</u>	<u>前（b）にかかる資金（停電等で被害を受けた在庫品又は生産・営業設備の復旧のために必要な資金）と前（b）以外にかかる資金（停電等による休業や風評被害に伴う売上の補填資金等）については、後掲cのとおり適用利率が異なる。利率低減措置の対象となる使途については、融資推薦書の資金計画欄の各資金用途に利率低減措置の対象である旨、記載する。</u>

c 停電等被害者の利率低減措置の考え方

停電等被害者にかかる利率低減措置の対象は、対象事案に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者が必要とする在庫品又は生産・営業設備の復旧資金のみである。したがって、在庫品等の被害が確認できた場合であっても、停電等に伴う営業停止・風評被害による売上減少を補填する資金については、利率低減措置の対象とならないため留意する。事業者の属性及び資金使途と適用利率との関係は、次表のとおり。

事業者の属性	資金使途	災害経路の対象可否	貸付対象【適用利率】
<u>停電等被害者（在庫品等の被害が確認できる者）</u>	<u>・停電等で被害を受けた在庫品又は生産・営業設備の復旧のために必要な資金</u>	対象	<u>対象：停電等被害者【利率低減措置の対象】</u>
	<u>・停電等による休業で減少する売上を補填するための運転資金等 ・停電等による風評で来客がなく売上が減少するために必要となる運転資金等</u>		<u>対象：停電等被害者【利率低減措置の非対象】</u>
<u>上記以外であつて、対象事案に伴う停電等により売上が減少した者</u>	同上	非対象	<u>一般経路等で対応</u>

等 (在庫品等の被害が確認できない者)			
------------------------	--	--	--

## (イ) 間接被害者の場合

## a 利率低減措置を適用する場合（令和2年7月豪雨のみの取扱い）

経済産業局が発行する又は各推薦団体が証明主体となる被害証明書等に基づき確認する。

## b 利率低減措置を適用しない場合

## (a) 災害間接被害者（地震、豪雨、台風等の直接被害者との事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者）

取引している直接被害者の状況及び当該直接被害者との取引の状況を確認し、融資推薦書の特記事項欄に災害間接被害者に該当すると認定した根拠について記載する。確認した資料は、推薦の際に添付する。

## (b) 停電等間接被害者（令和6年能登半島地震等のみの取扱い）

元帳等の資料により停電等被害者との取引があることを確認する。ただし、資料による確認ができない場合に限り、ヒアリングにより確認する。確認した結果、停電等間接被害者に該当すると認定した根拠について、融資推薦書の特記事項欄に記載する。確認した資料は、推薦の際に添付する。

## (ウ) 適用利率にかかる取扱い（前（ア）及び（イ）共通の事務取扱い）

貸付利率の誤適用を防止するため、推薦団体は融資推薦書の推薦金額欄に、利率低減措置を適用する場合は「利下げあり」と、利率低減措置を適用しない場合は「利下げなし」と記入する。

## イ 被害証明書等の徴求に関する特例（極めて例外的な取扱い）

令和6年能登半島地震災害衛経で**利率低減措置**を適用するにあたっては、被害証明書等の確認を行ったうえで推薦を行う。ただし、発行を行う市町村等の混乱等により推薦時までに被害証明書等の確認ができない場合は、次のとおり取扱うことができる（直接被害者（災害直接被害者）に限る。）。

- (ア) 借入申込人の被害状況を確認し、被害証明書等の発行対象となることが確実である場合に限り、被害証明書等の事後提出を認める（提出できない理由、提出予定時期等について、推薦書に記載する。）。
- (イ) 借入申込人が契約時に念書を提出することにより、被害証明書等は事後提出として貸付を行う。
- (ウ) 前（イ）において、期限内に特段の事情もなく、後日被害証明書等の提出がない場合は、貸付日に遡って、特利Fにより計算した利息額と低減利率により計算した利息額との差額の徴求を行ったうえで令和6年能登半島地震災害衛経を適用した部分の繰上返済が必要となる。
- (エ) 被害証明書等を事後提出とした場合の確認及び進捗管理は、公庫において実施する（公庫は推薦団体に、事業者への連絡等の協力を依頼する。）。

## ウ 貸付金額の分割（直接被害者及び間接被害者）

## (ア) 考え方

災害衛経及び一般衛経両方の対象を含む場合であっても、1申込1推薦とする取扱いとしているが、**利率低減措置を適用する場合であって**次のいずれかに該当する場合には、一般衛経として貸付を分割し、2貸付**又は3貸付**とする。

- ・ 借換資金を含むとき
- ・ 借換資金以外の資金で、災害衛経の適用可能金額（1,000万円）を超えるとき
- ・ 停電等で被害を受けた在庫品又は生産・営業設備の復旧資金以外の資金を含むとき

## (イ) 貸付金額の分割事例

分割事例は次表のとおり。

なお、本事例は、今回貸付における、災害衛経の適用可能金額が 1,000 万円である場合の記載であり、同一対象事案にかかる災害衛経等の既往取引と重複貸付となる場合にあっては、当該既往取引の残高を踏まえ、貸付分割を考慮する必要があるため留意する。また、令和 6 年能登半島地震災害衛経は、一般衛経よりも長期で返済期間を設定することができるため、借換資金に災害衛経の適用を希望するケースが想定される。

事例（注 1）	考え方
推薦金額：1000 万円 借換金額：600 万円 ①400 万円（災害衛経（利率低減適用）） ②600 万円（一般衛経又は災害衛経（利率低減なし））の 2 貸付とする。	借換資金は、利率低減する金額に含めないため、借換金額を除いて貸付を分割する。
推薦金額：1,500 万円 借換金額：400 万円 <借換資金に一般衛経を適用する場合> ①1,000 万円（災害衛経（利率低減適用）） ②500 万円（一般衛経）の 2 貸付とする。	災害衛経は 1 対象事案につき限度額が 1,000 万円であるため、借換資金以外の資金が 1,000 万円を超える場合は、1,000 万円とそれ以外で貸付を分割し、2 貸付とする。
<借換資金に災害衛経を適用する場合> ①600 万円（災害衛経（利率低減適用）） ②400 万円（災害衛経（利率低減なし）） ③500 万円（一般衛経）の 3 分割とする。	災害衛経を適用する金額は、1,000 万円以内の部分と 1,000 万円を超える部分で分割する必要があるため、1,000 万円と 500 万円に分割し、災害衛経の 1,000 万円のうち利率低減が適用できない借換資金 400 万円と利率低減が適用できる 600 万円の 3 貸付とする。
推薦金額：2,000 万 借換金額：1,500 万円 <借換資金に一般衛経を適用する場合> ①500 万円（災害衛経（利率低減適用）） ②1500 万円（一般衛経）	借換資金は、利率低減する金額に含めないため、借換金額を除いて貸付を分割する。
<借換金額に災害衛経を適用する場合> 2,000 万円（一般衛経）の 1 口で貸付 貸付後に、1,000 万円部分を危機対応衛経（利率低減なし）に振替（注 2）	借換金額が災害衛経の 1 対象事案ごとの適用可能金額（1,000 万円）を超えており、貸付を分割できないため、貸付全額を一般衛経としたうえで、災害衛経の適用可能金額（上限 1,000 万円）については、災害衛経（利率低減なし）として貸付する。 なお、一般衛経と災害衛経の貸付期間が異なる場合は、一般衛経と災害衛経の貸付期間をそれぞれの融資金額に応じた加重平均によって計算した返済期間を融資推薦書に記載する（注 3）。また、据置期間については、災害衛経の据置期間の設定が可能である。

（注 1）借換金額には、貸付日（借換日）時点の所要利息を含むことに留意する。

（注 2）一般衛経よりも長期で返済期間を設定することができる令和 6 年能登半島地震災害衛経での利用を想定している。

（注 3）一般衛経と災害衛経の推薦金額の内訳、貸付期間等について調整が必要な場合は、公庫と連携のうえ対応する。加重平均の考え方については、次のとおり。

<具体例>一般衛経と令和 6 年能登半島地震災害衛経の加重平均

事例		
推薦内容	推薦金額	1,500 万円（うち令和 6 年能登半島地震災害衛経 1,000 万円）
	資金使途	運転資金（既往の衛経 1,200 万円の借換資金を含む。）
	貸付期間	一般衛経・令和 6 年能登半島地震災害衛経の運転資金の最長期間（据置期間なし）
貸付期間（加重）	【計算式】	$\frac{\text{一般衛経（500 万円）} \times 120 \text{ ヲ月} + \text{令和 6 年能登半島地震災害衛経（1,000 万円）} \times 180 \text{ ヲ月}}{\text{一般衛経（500 万円）} + \text{令和 6 年能登半島地震災害衛経（1,000 万円）}}$

平均)	=160 ヲ月 返済回数：160－1=159 回払
-----	------------------------------

## エ 返済回数にかかる留意事項

**令和6年能登半島地震災害衛経については、運転資金と設備資金の返済回数が異なるため、運転資金と設備資金を同時に貸付する場合の返済期間は、運転資金15年、設備資金20年として使途別貸付金額の加重平均によって計算した期間以内とする。**

### (4) 改正及び廃止する様式等

ア 災害衛経の制度改正に伴い、次表の様式を改正する。

様式名	様式
令和2年7月豪雨災害衛経融資推薦書記載要領	別添1
令和6年能登半島地震災害衛経融資推薦書記載要領	別添2

イ 令和6年能登半島地震災害衛経の間接被害者に対する利率低減措置が廃止になることに伴い、次表の様式を廃止する。

様式名
令和6年能登半島地震被害証明申請書（地震被害者の間接被害用）
令和6年能登半島地震被害証明申請書（停電等被害者の間接被害用）
低気圧と前線による大雨に伴う災害被害証明申請書（大雨被害者の間接被害用）
低気圧と前線による大雨に伴う災害被害証明申請書（停電等被害者（大雨）の間接被害用）

### (5) 施行日

令和7年4月1日（火）（公庫申込受付分）

なお、当年度中に令和7年度予算が成立しなかった場合、施行日が変更となる可能性がある。

## 2 電子契約サービスの利用可能時間の延長等について

### (1) 電子契約サービスの利用可能時間の延長

電子契約サービスの利用可能時間を、次表のとおり延長する。

延長後（ <b>下線太字部分</b> が延長箇所）	現行
月曜日から <b>土曜日</b> の9時から <b>23時</b> まで（ <b>祝日でも利用可能</b> ）	平日（月曜日から金曜日（祝日を除く。））の9時から17時まで

### (2) 「日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）はじめてガイド」の新設

事業者の円滑な電子契約手続きの実現を目的として、融資契約時に電子契約利用同意書を公庫から交付する際に、あわせて電子契約手続きをわかりやすく解説した冊子「日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）はじめてガイド」（参考資料）を事業者に交付する。

### (3) 様式の改正

電子契約利用同意書を令和7年4月1日（火）付で改正する（改正後の様式は別添3参照）。

なお、事業者が令和7年3月31日（月）以前に改正前の様式の交付を受けた場合、新様式への差替えは不要である。

### (4) 施行日

令和7年4月1日（火）